

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月16日
管理表No.	0209-84 改訂01

項目	コメント内容
自然現象等 (第9条)	<p>①(積雪) P5(PDF2062)で、「貯蔵建屋は、想定する降下火砕物及び積雪による閉塞に対し、……貯蔵区域の給気口及び排気口は降下火砕物の堆積厚さ及び積雪深を考慮した十分に高い位置に設ける」とあるが、基本設計方針(別添I 1.7.1P18(PDF25))には閉塞対策の説明がなく、ここに積雪による閉塞の記載をしていることの考え方を説明すること。</p> <p>②また事業変更許可本文P20の説明では、給気口及び排気口の高さやフード等の設置による積雪の閉塞に対する設計方針を記載しているが、設工認申請書の基本設計方針等にその記載がない。記載不足ではないか。考え方を説明すること。</p>
	<p>&lt;3/9 追加コメント&gt;</p> <p>・積雪による閉塞の考慮を基本的安全機能の記載に追加する旨は承知したが、降下火砕物による閉塞の記載との並びを踏まえ、積雪の部分には積雪に対する閉塞の考慮のみを記載するように整理すること。</p>

(①回答)

- 基本設計方針(別添I 1.7.1P18(PDF25))では、積雪単一の事象の説明として、あらかじめ除雪を行うことを記載することで建屋設計としての給気口及び排気口の高さ確保による対策については記載していないが、設工認基本設計方針と添付書類の整合性の観点から、当該基本設計方針に、積雪を考慮した給気口及び排気口の高さ確保に関する記載を追記する(添付1 変更前後比較表(コメント回答 改訂01)のとおり)。

(②回答)

- 事業許可では、給気口及び排気口の高さについてなお書きで記載していることから、なお書き部分は設工認基本設計方針ではなく、添付書類に記載することとしたが、事業許可との整合及び①の回答に示す設工認基本設計方針と添付書類の整合性の観点から、設工認の基本設計方針に、積雪を考慮した給気口及び排気口の高さ確保に関する記載を追記する(添付1 変更前後比較表(コメント回答 改訂01)のとおり)。

以上

変更前後比較表（コメント回答 改訂00）

変更前（別添 I 1. 7. 1P18(PDF25 f. 項抜粋）	変更後	備考
<p>f. 積雪</p> <p>外部事象防護施設の積雪に対する設計においては、敷地付近で観測された最深積雪（むつ特別地域気象観測所での観測記録から 170cm, 函館海洋気象台での観測記録から 91cm）から、170cm の積雪を考慮した積雪荷重を設定し、使用済燃料貯蔵建屋は、積雪荷重に対して、構造健全性を維持することにより基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。</p> <p>また、積雪に対しては、あらかじめ手順を定め、除雪を行うことを保安規定に定め、運用する。</p>	<p>f. 積雪</p> <p>外部事象防護施設の積雪に対する設計においては、敷地付近で観測された最深積雪（むつ特別地域気象観測所での観測記録から 170cm, 函館海洋気象台での観測記録から 91cm）から、170cm の積雪を考慮した積雪荷重を設定し、使用済燃料貯蔵建屋は、積雪荷重に対して、構造健全性を維持することにより基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。</p> <p><u>使用済燃料貯蔵建屋の貯蔵区域の給気口及び排気口は、降下火砕物の堆積厚さ及び積雪深を考慮した十分に高い位置に設けることにより、基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。</u></p> <p>また、積雪に対しては、あらかじめ手順を定め、除雪を行うことを保安規定に定め、運用する。</p>	<p>別添 I 1. 7. 1 P18(PDF25) f. 項抜粋</p> <p>下線部は変更箇所を示す。</p>

変更前後比較表（コメント回答 改訂01）

変更前（別添 I 1. 7. 1P18(PDF25 f. 項抜粋）	変更後	備考
<p>f. 積雪</p> <p>外部事象防護施設の積雪に対する設計においては、敷地付近で観測された最深積雪（むつ特別地域気象観測所での観測記録から 170cm, 函館海洋気象台での観測記録から 91cm）から、170cm の積雪を考慮した積雪荷重を設定し、使用済燃料貯蔵建屋は、積雪荷重に対して、構造健全性を維持することにより基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。</p> <p>また、積雪に対しては、あらかじめ手順を定め、除雪を行うことを保安規定に定め、運用する。</p>	<p>f. 積雪</p> <p>外部事象防護施設の積雪に対する設計においては、敷地付近で観測された最深積雪（むつ特別地域気象観測所での観測記録から 170cm, 函館海洋気象台での観測記録から 91cm）から、170cm の積雪を考慮した積雪荷重を設定し、使用済燃料貯蔵建屋は、積雪荷重に対して、構造健全性を維持することにより基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。</p> <p><u>使用済燃料貯蔵建屋の貯蔵区域の給気口及び排気口は、<b>積雪深を考慮した十分に高い位置に設けることにより、基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。</b></u></p> <p>また、積雪に対しては、あらかじめ手順を定め、除雪を行うことを保安規定に定め、運用する。</p>	<p>別添 I 1. 7. 1 P18(PDF25) f. 項抜粋</p> <p>下線部は変更箇所を示す。</p> <p><b>（追加コメント反映し「降下火砕物の堆積厚さ及び」を削除）</b></p>